

パートタイム労働対策要綱のあらまし

〈パートタイム労働者とは〉

「その者の1日、1週又は1箇月の所定労働時間が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の所定労働時間よりも相当程度短い労働者」をいいます。

●パートタイム労働に関する指針〉

使用者の考慮すべき主な事項は、次のとおりです。

- 雇入通知書（賃金、労働時間等主要な労働条件を明らかにした書面）を交付するよう努めること。
- パートタイム労働者を含め常時10人以上の労働者を使用する場合には、パートタイム労働者に適用される就業規則の作成が必要であること。
- パートタイム労働者の労働時間を定めるに当たっては、パートタイム労働者の事情を十分考慮するように努めること。
- 1年間継続勤務し、かつ、所定労働日数が週5日以上のパートタイム労働者については、労働基準法の定めるところにより、年次有給休暇を与えることが必要であること。
- 期間の定めのある労働契約の更新により1年を超えて引き続き使用するに至ったパートタイム労働者について期間の満了により労働契約を終了させる場合には、少なくとも30日前にその予告をするように努めること。
- 常時使用するパートタイム労働者については、労働安全衛生法の定めるところにより、健康診断を実施することが必要であること。
- パートタイム労働者の特性に配慮しつつ適正な雇用管理を行うよう努めること。また、雇用保険の被保険者となるパートタイム労働者については、雇用保険の適用手続をとることが必要であること。
- 短時間勤務を希望する高年齢者の適切な雇用機会を提供するように努めること。
- 通常の労働者を雇い入れようとするときは、現に使用する同種の業務に従事するパートタイム労働者であって通常の労働者として雇用されることを希望するものに対し、これに応募する機会を優先的に与えるよう努めること。

パートタイム労働に関する相談や問い合わせは

婦人少年室においては、パートタイム労働に関する相談、啓発指導を行っています。

その他パートタイム労働に関する行政機関は次のとおりです。

1. パートタイム就労希望者が技術を身につけ就職する場合

職業訓練校又は婦人就業援助施設

2. パートタイム労働者の求人、求職を行う場合

公共職業安定所又はパートバンク

パートタイム就労希望者が初めて仕事に就く場合又は再就職する場合には〈パートタイマー職業教室〉も開催しています。

3. 賃金、労働時間など労働条件について相談したい時

労働基準監督署

4. 労使関係、労働福祉などについて相談したい時

都道府県労政課、労働福祉課など又はその出先機関

5. 労災保険について詳しくは

労働基準監督署

6. 雇用保険について詳しくは

公共職業安定所

7. 健康保険、厚生年金保険について詳しくは

社会保険事務所

8. パート収入と所得税について詳しくは

税務相談室又は税務

お問い合わせ先

パートタイム労働者として働く皆さんへ
パートタイム就労を希望する皆さんへ



労働省は、昭和59年12月、パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等を図るため、「パートタイム労働対策要綱」を策定しました。

この要綱の趣旨・内容を十分理解していただくため、「パートタイム労働旬間」を11月1日～10日と定めて、集中的に啓発指導を進めることとしています。

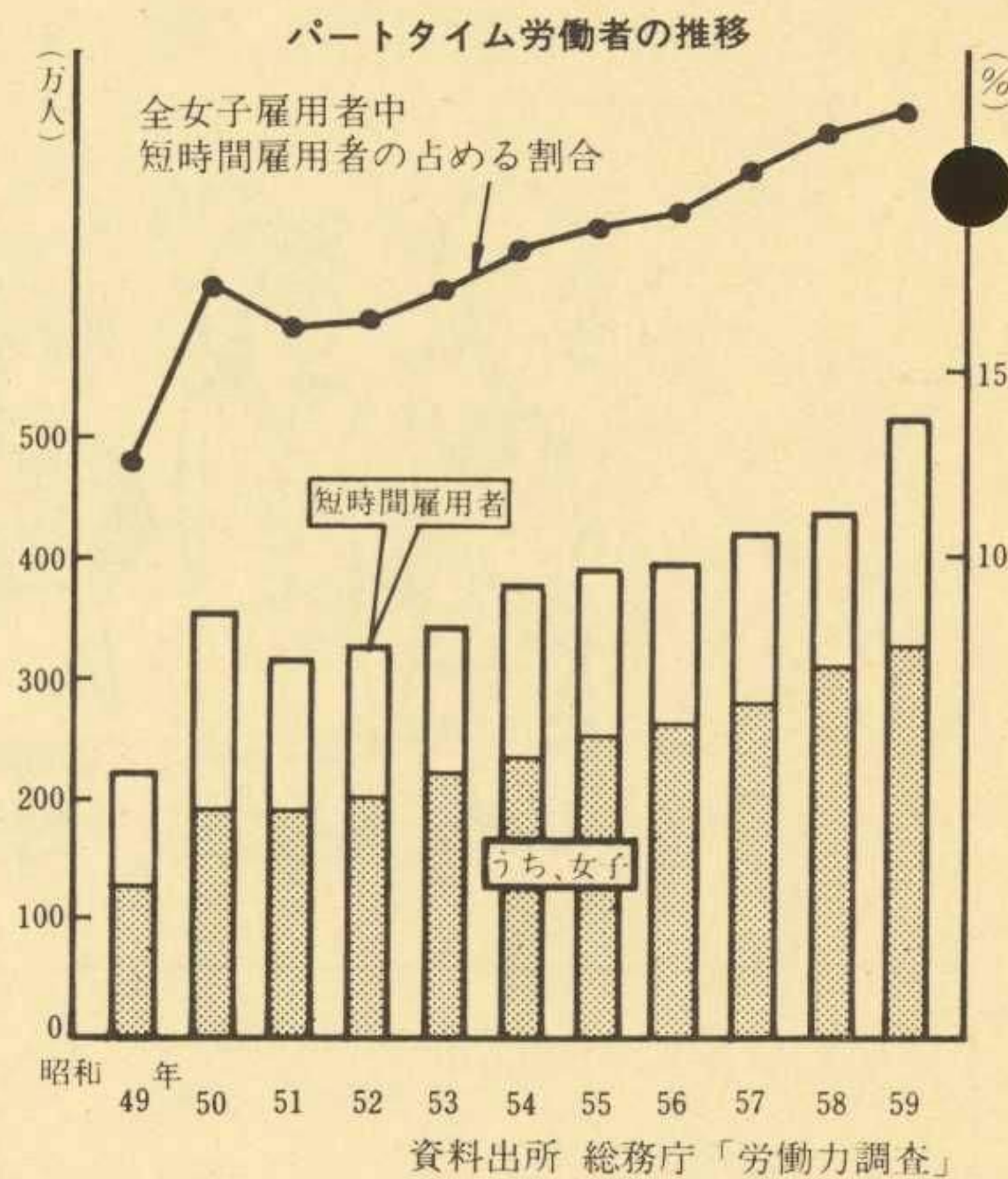
労働省婦人局
都道府県婦人少年室

増加を続ける女子パートタイム労働者

最近、家庭主婦層を中心に女子パートタイム労働者は増加しており、現在、女子雇用者5名のうち1名がパート

タイム労働者となっています。

また、現在職についていない女子のうち、半数（50.4%）が「パート、アルバイトの仕事をしたい」と希望するなど、今後とも増加傾向をたどるものとみられます。



パートタイム労働者として働く上で気を付けたいこと

○働く婦人としての自覚をもちましょう。

○職業能力の向上に努めましょう。

○健康管理に努めましょう。

○家族の理解と協力を得て、働く条件を整えましょう。

働く条件はつきり決めて明るいパート

雇われる時に労働条件をはっきり決めておかないと、トラブルの発生するものとなりがちです。

パートタイム労働者として働く場合には、少なくとも次のことについて、あらかじめ確認しましょう。

- ① 雇用期間はどうか。決まっている場合は、いつから、いつまでか。
- ② どこで、どのような仕事をするか。
- ③ 労働時間は何時から何時までか。
休憩時間は何時から何時までか。
休日、休暇はいつ、どのように与えられるか。
- ④ 賃金はいくらで、いつ支払われるか。
諸手当、昇給についてはどうか。
- ⑤ 退職はどのような場合にどのような手続きで行われるか。

なお、残業時間の有無などについてもあらかじめ聞いておくほうが望ましいでしょう。



パートタイム労働者にも労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者災害補償保険法などの労働関係法令の適用があります。

例えば

労働基準法では…………

労働条件の明示

使用者は、採用する時に、賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない（労働基準法第15条）。

労働時間

使用者は、原則として1日について8時間、1週間について48時間を超えて労働させてはならない（労働基準法第32条）。

休憩時間

使用者は、1日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合は1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない（労働基準法第34条）。

などが定められており、

また、最低賃金法では…………

賃金

地域や産業別に使用者が支払わなければならない賃金の最低限度額（最低賃金）が決められています（最低賃金法第5条）。